



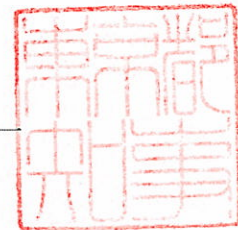
27東消予第186号

火災予防審議会

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の7の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成27年5月25日

東京都知事 舩添 要



記

- 1 「オリンピック・パラリンピック施設等における防火・避難対策」について
- 2 「地域特性等を踏まえた防火防災訓練のあり方」について

諮問事項 1

オリンピック・パラリンピック施設等における防火・避難対策

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、東京都内では大規模な観覧施設の新築をはじめ既存施設の改修や仮設建築物の建築等が予定されている。

東京都は、平成26年12月に作成した「東京都長期ビジョン」において、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」を掲げ、世界中から訪れる観客が快適に観戦できる安全・安心な環境の実現を政策目標の一つとしている。現在、各オリンピック・パラリンピック関連施設等においても、2020年に向け、様々な準備が進められている。

一般に、観覧施設などの建物の基本的な安全性は、法令等の基準により維持されている。2020年東京大会では、多くの外国人や身体に障害がある方々をはじめ、競技施設の運営関係者、大会主催者、ボランティアなど多様な人々が短期間に集中的に施設を利用することになる。そこでは、案内表示の多言語対応やバリアフリー化の着実な推進はもとより、多様な利用者の群集を想定した防火対策や火災などの緊急時に安全に避難できる対策の充実が重要である。

大会期間中の利用者が、より安全で快適に利用できる新たな体制を構築することは、オリンピック・パラリンピック競技大会を成功させるため必要不可欠である。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する施設の中には、大会後も広く利用される施設があることから、都民が安心して利用できる施設を目指して世界一安全な都市にふさわしい安全対策を確立し、東京の観覧施設等における防火及び避難の対策を充実させる必要がある。

以上のことから、「オリンピック・パラリンピック施設等における防火・避難対策」について諮問するものである。

諮問事項 2

地域特性等を踏まえた防火防災訓練のあり方

20年前に発生した平成7年兵庫県南部地震では、都市における直下地震発生時の住民による自助や共助について、多くの教訓を得たが、首都直下地震に備えるには、都市環境の変化、都民の生活様態や考え方の多様化などを踏まえ、都民一人一人の防災行動力と地域の対応力をより一層向上させる必要がある。

首都直下地震等による東京の被害想定では、冬の18時に東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生した場合には、東京都内で811件の延焼火災が発生するほか116,244棟の全壊建物が発生するなどして、約9,600人の死者が発生することが想定されており、被害の軽減には、都民の自助及び共助の取組が重要であることは論をまたない。

また、平成26年12月に策定した「東京の防災プラン」では、都民や地域の自助や共助の意識醸成や災害対応力の向上促進に向け、2020年まで毎年200万人の防火防災訓練への参加を目指すなどしている。都民や地域の災害対応力の向上は、オリンピック・パラリンピックの開催都市にふさわしい世界一安全・安心なまち東京の実現に不可欠であると言える。

このためには、防火防災訓練への参加の助長要因や阻害要因を分析し、防火防災訓練への参加を促す実践的、効果的な方法を明らかにした上で、訓練参加者を一層増やす具体的な方策について検討することが必要である。

さらに、地域の特性や生活様態を踏まえつつ、防火防災訓練の参加者が、地震発生時の様相を具体的にイメージし、防災に関する知識と技術について必要性を理解しながら体得できる実践的な防火防災訓練の方策を検討することが必要である。

以上のことから、「地域特性等を踏まえた防火防災訓練のあり方」について諮問するものである。